

校内生活の心得

1 容儀服装について

(1) 服装

- ア 学校生活では季節に合わせた標準服・中間服・夏服がある。それぞれの制服に、自由に選択ができるタイプ別スタイルがある。(式典時は標準服を用いる)
- イ 制服の着用は、清潔にして端整を心がける。
- ウ 制服・革靴・運動用品は学校指定とし、修正・加工が必要場合は、学校に申し出る。また、通学リュック(バッグ等)には必ずエンブレム入りのキーホルダーを着用する。通学リュック(バッグ等)の色は、白・黒・紺が望ましい。
- エ 登校から下校までの間、ネームプレートは所定の位置につける。教育活動において常に身分証明書は携帯する。
- オ 部活動時の服装は、顧問の指示に従う。

(2) 髪型

- ア 室内での学習活動や野外での運動時に適切な髪型とし清潔・端整を心がけ、染髪(脱色)をしてはならない。
- イ 健康上の理由以外の化粧品類の使用は禁止する。
- ウ 進学・就職の試験に適した髪型とする。(後髪が肩にかかる時は結ぶ)

(3) その他の持ち物

- ア 化粧品(色付きリップクリームを含む)・アクセサリー(ピアス・指輪・ブレスレット・リストバンド等)の使用は禁止する。

(4) 携帯電話の使用は届出許可制とし、使用にあたっては別途定める使用規約を遵守する。(「届出許可制」)

2 学習態度について

- (1) 授業途中気分が悪くなるなど、早退するときは、担任等にその理由を告げ、担任あるいは養護教諭の先生の指示に従う。
- (2) テスト中にカンニングなど、不正行為を絶対にしない。ノートや教科書などは、鞆に収納する。鞆は学級担任の指示に従って、教室や廊下の所定の場所に置く。

3 生活態度について

- (1) 登校・下校時は校門にて「礼」をする。
- (2) 始業時刻に遅れないよう8時10分までに登校し、科・課程ごとの校時に従う。
- (3) 周囲に対して
 - ア 他人に迷惑をかけないよう心掛ける。
 - イ 校具、他の教室、体育用具等は、担当の職員の許可を得てから使用する。
 - ウ 登下校時のみならず、常に交通規則、運転・乗車マナーを遵守し、交通事故防止に努める。

エ 言葉づかいは思いやりを持って、相手の人格を否定する言葉を絶対に発しない。

オ 校外に外出する用事があるときは、担任へ申し出て外出許可を得る。

4 清掃及び後始末について

- (1) 紙屑、紙パック、空びん、空き缶などは分別し、定められたごみステーションに捨てる。
- (2) 作業用具は丁寧に扱い、管理・始末にも気をつける。破損・紛失したら直ちに先生に届け、補修、補充をしてもらう。
- (3) 下校時にはそれぞれの担当場所の整理整頓（机・椅子含む）をし、戸締りを確認して帰る。

5 所持金品について

- (1) 所持品には全て科・課程・学年・組・氏名を明記する。
 - ア 上履き（体育館シューズ・ナースシューズ）、下履き（通学靴・運動靴）など、その目的に応じてきちんと使い分ける。
 - イ 校内に教科書、ノート等を置いて帰らない。
 - ウ 不必要なお金を持ち込まない。貴重品は各自で管理するか、一時担任に預ける。また、紛失・盗難に気づいたら直ちに届ける。
- (2) 友達同士の物品（体育服・教科書・自転車・原付等）及び金品の貸借はやめる。
- (3) 不健全な読み物、その他学習に不必要な物品を持ち込まない。

6 保健衛生について

- (1) 身体・衣服は常に清潔にし、頭髪・爪などの手入れを怠らないように心掛ける。
- (2) 感染症等にかかった場合は、直ちに担当の先生に届け出て、学校の指示及び治療を受ける。
- (3) 急病または負傷した場合は、直ちに担当の先生に届け出て、指示を受ける。（日本スポーツ振興センターの災害給付は早めに手続きをする）
- (4) 検診により視力・聴力・歯等の治療を指示されたら、直ちに治療するか長期休暇を利用して治療する。

7 その他

- (1) 本館玄関は来客・職員が利用するので、生徒の通り抜けは禁止する。
- (2) 職員の度重なる指導に従わない場合や、校則違反をした場合は、保護者来校の上指導する。

校外生活の心得

地区内・各学校との申し合わせ事項

1 外出時について

- (1) 外出の際は、「行先・用件・同行者・帰宅予定時刻」等を保護者に告げて必ず許可を得てから出かけ、常に所在を明らかにしておく。
- (2) 外泊は、保護者の承諾を得る。
- (3) 知らない人に声をかけられたら、すぐに警察に連絡する。
- 2 外出時の服装について
- (1) 私服着用の際は、身だしなみに気を配る。
- (2) 化粧、マニキュア、パーマ、ピアス、毛染め等は禁止する。
- 3 集会への参加について
- (1) 校外で催される行事や集会に参加する場合や外部の団体に加入しようとする場合は、所定の手続きをとる。
- (2) 小・中学校時代の同窓会やクラス会に出席しようとする場合は責任者に同伴してもらう。
- (3) 飲酒、喫煙を伴う会合には絶対に参加しない。
- 4 交際について
- (1) 交際は、お互いの人格を尊重し合い、高校生としての良識と節度を守って、常に健全な行動を心掛ける。
- 5 禁止事項・規制事項について
- (1) 夜間外出はしない。ただし、夏祭りなどは22時までに帰宅する。
- (2) 自転車の2人乗り、校外放置をしてはならない。
- (3) バスやタクシーを除き、他人車便乗（ドライブ）をしない。
- (4) ゲームセンターは保護者同伴に限り入場を認める。また、18歳未満の者が立ち入ってはならない施設は、18歳以上の生徒であっても入場を禁止する。
- (5) アミューズメントパーク・ボウリング場・カラオケ店は、19時までに施設を出る。
- (6) 興行物（コンサート・演劇等）は、22時までに帰宅する。
- (7) 違法行為・不良行為・及び未成年者に禁止されている行為をしてはならない。
- (8) 飲食店の出入りは日没までとする。ただし、保護者同伴の場合はその限りでない。
- 6 その他
- (1) 他校の先生・PTA関係・補導員・警察等の方に補導されたら素直に応じる。また、直ちに担任に連絡する。
- (2) 奨学生（病院・育英・学園）は誇りを持ち、違反・事故を起こさないよう自覚と責任を持つ。
- (3) 問題行動については、学校内規に従って指導を行う。

届出許可制

- 1 下記の事項については、全て保護者の承認を得た上で、学校所定の許可願に必要事項を

記載し、事前に担任または指導者に届ける。校長が発行する許可証をもって許可とする。

- (1) 部活動(合宿)、原付受験、自動車学校入校、自転車、原付通学、外泊、各種集会、アルバイト、携帯電話。
- (2) 生徒だけの宿泊は禁止する。団体で行う場合は、参加人員の多少にかかわらず、責任ある指導者が同行する場合のみ認める。
- (3) アルバイトを、家庭の事情等でやむを得ず行う場合は、次の条件を守る。
 - ア 保護者の承認を得た上で、学校所定の許可願書に必要事項に記載し、担任へ届ける。
 - イ 長期休暇中の場合は半分の日数を超えない期間とする。
 - ウ 自宅から通える範囲とする。
 - エ 学業及び学校行事を最優先する。
 - オ 学年をまたいでアルバイトを希望する場合には、年度ごとに許可願を提出する。
 - カ 夜間は19時を限度とする。
 - キ アルコール提供を主とする飲食店等での業務は禁止する。
 - ク 危険を伴う業務を禁止する。
 - ケ その他、高校生の業務としてふさわしくない業務は禁止する。
- (4) 携帯電話は、保護者との連絡が必要と思われるもので、所定の許可願にフィルタリング手続き書類証明書を添付して申請する。年度をまたがって使用する場合は、新年度担任のもとで継続期間を記入し、フィルタリング等の継続審査を受ける。
 - ア 使用場所について
 - (ア)校内は使用禁止とする。ただし、許可を得た場合はその限りではない。
 - (イ)部活動時は、顧問・監督の許可を得て、部室か練習場所で使用できる。
 - (ウ)寮生は、寮規則に従う。
 - イ 遵守事項及びマナーについて
 - (ア)登下校中、及歩きながらの使用、自転車・単車の運転中の使用は禁止する。
 - (イ)公共の場では、電源を切るかマナーモードにするなど、周りに迷惑をかけるな。
 - (ウ)他者を誹謗・中傷するような行為は決して行わない。
 - (エ)撮影・画像送信を行う際には、他者の権利を侵害しないよう十分配慮する。
 - ウ 規約に違反した場合の指導処置
 - (ア)出水中央高等学校の規定による。

2 その他

- (1) 許可願に虚偽のあった場合、許可後であっても取り消すことができる。
- (2) 無届で行った者、許可を受けていても不正な使用があった者は、学校規定に従って指導を行う。